

区内保育施設  
在園児童の保護者の皆さまへ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部  
保育課長 宮原 正量  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う保育の利用および保育料の取扱いについて（5～6月分）

日頃から練馬区の保育行政にご理解とご協力を賜り真にありがとうございます。

これまで、区では、各施設で保育士の確保に全力を尽くすとともに、基本的な感染症対策を徹底の上、原則として開所する方針とし、各設置者および各施設に対応を依頼してまいりました。保育施設については引き続き運営を行います。感染の拡大防止を徹底するため、東京都の要請に基づき、保護者の皆様には5月6日（水）までの間、ご家庭での保育が可能な場合には、登園の自粛をお願いしております。新型コロナウイルス感染症の早期収束の見通しが立たない状況を踏まえ、6月までの間、登園自粛のお願いを継続します。また、5月以降は、1日単位で登園自粛をすることについてもご協力をお願いします。

令和2年5月1日から6月末までの間、登園を自粛した場合は、日割り計算により保育料を減免する対応とします（詳細は裏面をご覧ください）。7月以降の取扱いについては、6月中旬を目途に決定する予定です。今後の内容の変更等があった場合は、区ホームページで改めてお知らせいたします。

この二次元コードを読み込むと区ホームページの以下のページにアクセスできます。

(練馬区) トップページ▶子育て・教育▶子育て▶保育が必要なとき



### 記

#### 1 取扱いについて

##### (1) 内容および取扱い

##### ア 練馬区内にお住まいの方

裏面の一覧表をご参照ください。

##### イ 練馬区外にお住まいの方（練馬区に転入予定の方は除きます。）

この通知文の記載事項は、練馬区民の方が対象です。練馬区外にお住まいの方の取扱いについては、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

【担当】（平日の8：30～17：15）

練馬区保育課 保育認定係

電話：03-5984-1479

(裏面に続きます)

(2) 対象者（練馬区内にお住まいの方で、以下の①から⑥までのいずれかに該当する方

No	事由	利用	保育料（5月～6月）
①	外国政府による日本への渡航制限、令和2年2月1日以降の日本国政府による入国制限等により <u>日本に帰国または入国できない</u> 。または、 <u>入国後に隔離措置</u> を受けている。	入園内定の取消しや、利用の解除は行いません。	月額保育料を利用日数に応じて日割り計算します。 (月極利用の延長保育を含む)  4月分の保育料は、4月13日（月）の登園自粛後に登園がなかった場合、免除とします。
②	児童本人または同居親族等が、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院、もしくは保健所等の公的機関から <u>自宅療養または自宅待機の要請</u> を受けている。		
③	在籍する保育所等が新型コロナウイルス感染症に伴い <u>臨時休園</u> をしている。		
④	新型コロナウイルス感染症に関連して、 <u>育児休業期間を延長</u> している。		
⑤	新型コロナウイルス感染症に関連して、 <u>自己都合によらない理由により退職した、または就職の内定を取り消された</u> 。		
⑥	①から⑤まで以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、 <u>登園を自粛</u> している。		

2 保護者から保育所等への連絡について

(1) 上記①～⑥のいずれかに該当する方

事由に該当する場合、または4月から引き続き登園を自粛する場合、4月30日（木）までに園児氏名、生年月日、保護者氏名および該当する事由を在籍園に、電話等で連絡してください。1日単位で登園を自粛する場合、登園予定日の連絡等は各施設の指示に従ってください（各施設へ事前にお伝えいただくようご協力をお願いします）。

(2) 上記⑤に該当する方

別途手続が必要です。必ず、保育課保育認定係まで電話で連絡してください。

※育児休業から復職を予定している方の復職の期限は7月末までとします（復職の期限までに「復職証明書」を提出してください）。今後の状況により期限を延長する場合があります。

3 その他留意事項（保育料について）

(1) 認可保育施設をご利用の方

保育料の免除または日割りによる減額に必要な手続きは、別途ご案内します。保育料はこれまでどおり下旬に口座から引き落とされますのでご注意ください。月極の延長保育料も日割り計算します。保育料が免除または減額となった分は、以後の月の保育料に充当または還付をする予定です。

(2) 小規模保育施設、家庭的保育者、事業所内保育施設をご利用の方

各施設（事業者）にお問い合わせください。